

## 物品売買契約書（案）

	製造元など	商品名	型式等	数量
1 品名・数量				台
				組
				本
2 契約金額	¥ ー (消費税を含む額)			
3 引渡し場所	なごやかハウス横田、滝ノ水、出来町、希望ヶ丘、名西、三条 (詳細別紙)			
4 引渡し期日	落札後、速やかに納品すること。			
5 契約保証金	免除			
6 代金支払方法	物品の納入、検査後、銀行振込により行う。代金の支払いにかかる金融機関振込等の手数料は乙の負担とする。			

上記について、社会福祉法人なごや福祉施設協会を甲とし、〇〇を乙として、  
甲乙間において次の事項により物品売買契約を締結するものとする。  
これを証するために本書を2通作成し、各自記名押印の上、それぞれ1通を所持するものとする。

令和5年 月 日

甲 名古屋市昭和区紅梅町3丁目3番地  
社会福祉法人なごや福祉施設協会  
理事長 柴田 久司

乙

### 頭書条項以外の条項

- 乙は、この契約書及び仕様書に明示されていない事項でも、契約履行上当然に必要な事項については、甲の指示に従い乙の負担で施工するものとする。
- 乙は、甲の承認がなければこの契約によって生ずる権利及び義務を他人に譲渡し若しくは承認させ、またはその権利を担保に供することができない。
- 乙は、物品を納入した時は直ちに甲に報告し、甲の指定した検査員の検査を受けなければならない。乙は検査に立ち会うものとする。検査のため変形、変質、消耗または毀損した物品の損失は、全て乙の負担とする。
- 物品の引渡しは、引渡し場所における前項の検査に合格した時をもって完了する。
- 第3項の検査に合格しない時は、乙は甲の指定する日までにその物品の補正又は引き換えをしなければならない。
- 物品の引渡し前に生じた損害は、甲の責に帰すべき事由により生じせしめた損害である場合を除き乙の負担とする。
- 乙は、物品の引渡し後、一年間その隠れた瑕疵について担保の責任を負わなければならない。
- この契約書及び仕様書について甲乙間に意見を異にする時、またはこの契約書及び仕様書に定めのない事項について甲乙間に意見を異にする時またはこの契約書及び仕様書に定めのない事項について疑義を生じたときは、双方良識はある判断により協議して決定する。
- この契約書に関して紛争が生じた場合は、当事者間の協議により解決を図るものとする。